

1 青森県教育支援ファイルに関するQ&A

Q 1	青森県教育支援ファイルとは何ですか	2
Q 2	個別の教育支援計画の作成のメリットは何ですか	3
Q 3	個別の教育支援計画の作成のポイントは何ですか	4
Q 4	合理的配慮とは何ですか	4
Q 5	個別の教育支援計画と合理的配慮とはどのような 関係がありますか	5
Q 6	合理的配慮と授業等における手立て・支援の違いは 何ですか	5
Q 7	個別の教育支援計画の作成手順はどうなっていますか	6
Q 8	個別の指導計画の作成のポイントは何ですか	7
Q 9	各計画の引き継ぎのポイントは何ですか	7
Q 10	特別支援学級において交流及び共同学習を促進する ポイントは何ですか	8

Q1 青森県教育支援ファイルとは何ですか。

A

青森県教育支援ファイルとは、小・中学校等において、特別な教育的ニーズのある児童生徒の一貫した指導及び支援の充実を図ることを目的とし、個別の教育支援計画と個別の指導計画をまとめたものです。このほか、指導・支援に係る資料や平成24年に県教育委員会が作成した「相談支援ファイル」を加え、青森県教育支援ファイルとして、県全体での活用を目指すものです。

「相談支援ファイル」とは、特別な教育的ニーズのある児童生徒や保護者が必要な支援をスムーズに受けることができるように、本人に関する教育、医療、保健、福祉、労働等に関する情報をまとめたものです。

個別の教育支援計画とは、関係機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画のことです。特別な教育的ニーズのある児童生徒について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成します。作成に当たっては関係機関との連携が必要であり、また、保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められます。

個別の指導計画とは、指導を行うためのきめ細かい計画のことです。児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われます。

青森県教育支援ファイルを活用することで、担当者間の情報共有を円滑にし、特別な教育的ニーズのある児童生徒の一人一人のニーズを把握しながら、長期的な視点による一貫した支援が可能となります。

本手引きは、平成28年度、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒を対象とした個別の教育支援計画と個別の指導計画の様式例、記入のポイント、記入例等を掲載し作成した「青森県教育支援ファイル（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成の手引き」に加え、高等学校及び特別支援学級、特別支援学校における個別の教育支援計画と個別の指導計画の記入例を追加した改訂版です。

Q2 個別の教育支援計画の作成のメリットは何ですか。

A

個別の教育支援計画の作成のメリットについて、

- ①児童生徒の教育的ニーズの適切な把握
- ②支援内容の明確化
- ③関係者間の共通認識の醸成
- ④家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化
- ⑤定期的な見直し等による継続的な支援

などの効果が期待できます。

特別な教育的ニーズのある児童生徒が、自立し、社会参加していくためには、教育だけでなく、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取り組みを含め、関係機関等の密接な連携・協力の下に、多様でありながら、一貫した支援が必要です。

個別の教育支援計画の作成に当たっては、特別な教育的ニーズのある児童生徒に関わる様々な関係者が、児童生徒の障害の状態や学習上又は生活上の困難に関わる情報を共有し、支援内容、関係者の役割分担等について共通理解を図ることが大切です。

Q3 個別の教育支援計画の作成のポイントは何ですか。

A

個別の教育支援計画の作成のポイントは、以下のような点が挙げられます。

①保護者の参画

保護者を重要な支援者と位置付け、保護者の意見を十分に踏まえます。また、本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図ります。

②関係機関との連携

関係機関相互の専門性と支援の内容を確認し、役割を明確にします。

③具体的な支援内容の設定と評価

関係機関での支援内容の変更等を把握し、支援目標、内容、方法、合理的配慮等の修正も含めて一貫した支援を提供できるようにします。

④個別の指導計画への反映

総合的な計画としての個別の教育支援計画を踏まえ、指導の具体化を図るための個別の指導計画を作成します。

Q4 合理的配慮とは何ですか。

A

「障害者の権利に関する条約」の「第二条定義」において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされています。

また、平成28年4月1日より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行されました。これにより、各学校においては発達障害を含めた障害のある児童生徒への「不当な差別的な取扱い」の禁止、及び「合理的配慮」の提供が義務付けられています。

なお、学校における「合理的配慮」の観点として、中央教育審議会初等中等教育分科会が「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の3観点と11項目を例示しています。

(資料 学校における「合理的配慮」の観点を参照)

Q5 個別の教育支援計画と合理的配慮はどのような関係がありますか。

A

合理的配慮の具体的内容については、学校の設置者及び学校と本人及び保護者で可能な限り発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要です。

Q6 合理的配慮と授業等における手立て・支援の違いは何ですか。

A

合理的配慮は、本人・保護者の意思表示により、提供されるものであり、授業等における手立て・支援は学習活動を行う上で教員の側が指導内容や方法等を工夫・配慮するものです。

合理的配慮の例として、Aさんから「体育館の集会に参加したいけれど、音が耳に突き刺さるように感じて怖いので環境を調整して欲しい」と訴えがあれば、変更及び調整が可能か検討します。「イヤーマフをして参加する。また音声による進行だけでなく、視覚的に分かるように映像等を取り入れる」ことを提案します。本人及び保護者の合意が得られれば、どの程度の音量なら大丈夫なのか、どのような視覚的支援なら分かりやすいのか、Aさんに合わせた方法を個別に具体化していきます。

ただし、本人・保護者から意思表示がない場合でも、学校が本人・保護者とできる限り合意形成を図り、必要な合理的配慮を明らかにすることも大切です。

中央教育審議会初等中等教育分科会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の別表には、障害種ごとの合理的配慮が示されており、本手引きの資料として掲載していますので、参考にしてください。

Q7 個別の教育支援計画の作成手順はどうなっていますか。

A

以下に参考例を示しますが、各校では、実情に合わせて再構成し、作成を進めてください。

【個別の教育支援計画の作成準備】

○児童生徒・保護者の同意の下に、関係機関と連携して作成のための準備を進める。

【児童生徒の実態把握】

○児童生徒・保護者や関係機関と連携して情報を把握する。

- ・児童生徒の状況（障害や発達の状況等）
- ・児童生徒を取り巻く環境（家族や支援者の状況等）
- ・児童生徒及び周辺の課題
- ・児童生徒・保護者の現在及び将来の生活についての希望
- ・支援資源の整理

◇ICF（国際生活機能分類）を活用する。ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の三つの要素で構成され、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」と捉えており、生活機能と障害の状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明されている。そのICFを活用し、指導の方向性や関係機関等との連携の在り方などを検討する。

◇引き継ぎ資料（就学前の個別の支援計画、相談支援ファイル等）を活用する。

【合理的配慮の合意形成】

○児童生徒・保護者と合理的配慮の具体的内容について、合意形成を図った上で決定し、その内容を個別の教育支援計画に明記する。

【支援の目標、内容及び担当機関の明確化】

○支援の目標を設定する。

○必要とされる支援について、学校や家庭、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の役割と支援内容の調整を行う。

○計画について保護者の同意を得る。

【支援の実施】

○計画に基づき支援を行う。

◇学校では、個別の指導計画を作成して、具体的な指導及び支援を行う。

【評価】

○支援の目標に基づき、成果・課題を明確にする。

◇関係機関の役割に応じて、評価の内容、時期、評価者を明確にしておく。（評価の時期は学校として適切に定めておく必要があるが、関係機関の支援期間や支援内容の変更等を踏まえて適宜評価し、その都度修正を加える。）

○…手順 ◇…留意事項

Q8 個別の指導計画の作成のポイントは何ですか。

A

個別の指導計画は、全教員の共通理解の下に、児童生徒の一人一人に応じた指導を一層進めるためのものであり、児童生徒の実態を踏まえ、各教科等の特質などを考慮し、保護者と連携し作成することが大切です。また、学級担任が一人で作成するのではなく、目標や指導方法等を校内委員会で検討するとともに、特別支援教育コーディネーターの助言を受けて作成することが必要です。作成後には、定期的に評価を行い、適宜、指導方法や内容を改善し、より効果的な指導を行うことが重要です。

Q9 各計画の引き継ぎのポイントは何ですか。

A

進級、進学や転学等により、学校や担当者が替わっても、それまでの指導や支援を引き継ぐ必要があります。そのため、児童生徒や保護者に対しては、学校における守秘義務等について十分に説明をし、不安感を取り除くとともに、支援を通じて信頼関係を構築し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用することで、組織的計画的な支援が可能となることを理解してもらうことが大切です。また、各計画を活用して引き継ぎを行う場合には、児童生徒と保護者の同意を得る必要があります。

小学校から中学校へ、中学校から高等学校へ進学する際には、各計画を基に合理的配慮の内容、指導や支援の方法とその成果をできるだけ詳しく引き継ぐことが重要です。また、学校間連携の取組として、中学校区の小・中学校がお互いの授業を参観し合うなど、日頃からの連携が大切となります。

Q10 特別支援学級において交流及び共同学習を促進するポイントは何ですか。

A

特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の担任同士が、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用しながら児童生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制の下、効果的な活動を設定することが大切です。

各計画を実効性のあるものにするためのツールの参考例を以下に示します。

特に、自立活動については、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならないことに留意し、通常の学級の担任と指導内容・目標について共通理解を図っておくことが重要です。

小学校知的障害特別支援学級在籍児童のケース

年 組 本人氏名

自立活動の目標	交流及び共同学習における 通常の学級で学習する教科等	手立て
場面に応じた言葉の使い方を身に付け、自分から友達や教員へ話しかけることができる。	音楽、図画工作、体育、道徳科、 総合的な学習の時間、特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・話す手順や言葉を示したカードを用意し、場面に応じて活用するように促す。 ・学習内容に応じたグループ編成をする。 ・図画工作と体育では、必要に応じて活動量を調整する。